

令和3年度 ふれあいサロン傷害補償

社協が行うふれあいサロン活動中、その参加者の急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。また、活動を行うための自宅から活動場所までの往復途上や、お花見などの外出中の事故も対象となります。

対象となる活動

社会福祉協議会が行うふれあいサロン事業

○ふれあいきいきサロン ○ふれあい子育てサロン

補償の対象者

サロンに参加している利用者・ボランティアなど全員

補償金額・掛金

補償の内容		Aプラン	Bプラン	
補償金額	死亡	210万円	530万円	
	後遺障害	210万円（限度額）	530万円（限度額）	
	入院日額	2,800円	4,700円	
	手術 保険金	入院中の手術	28,000円	47,000円
		外来の手術	14,000円	23,500円
	通院日額	1,600円	2,600円	
掛金	1名・1日あたり	13円	27円	

<掛金の計算例>

加入例／1日参加人数 50名、年間開催日数 10日間で Aプランに
加入する場合（全員）

年間延べ人数：50名×10日間＝500名

掛金：500名×13円＝6,500円

<加入の方法>

- ・掛け金の振込、加入手続きは、全て社協が行います。
- ・サロンの方は、社協に掛け金を届けてください。加入時にその他の書類は必要ありません。（事故発生時に名簿や年間活動予定表等の提出は必要になります。）

お支払いする保険金

(注) 下記保険金は、健康保険、労災保険、生命保険等とは関係なくお支払いします。

- 死亡保険金・・・ケガのため事故日から180日以内に死亡した場合、お支払いします。
- 後遺障害保険金・・・ケガのため事故日から180日以内に後遺障害を負った場合、その程度により死亡・後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。
※死亡保険金及び後遺障害保険金は合計して補償期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
- 入院保険金・・・ケガのため入院したとき、事故日から180日以内の入院日数に対してお支払いします。
- 手術保険金・・・入院保険金をお支払いする場合で手術を受けたとき、手術の種類に応じた倍率（5倍または10倍）乗じた額をお支払いします。
- 通院保険金・・・ケガによる通院（往診を含む）に対し、90日を限度とした通院日数に対してお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。

お支払いする事故例

- ◆サロン活動中、参加者が石につまずき転んでケガをして通院した。
- ◆サロンに参加するため家を出て歩いて会場に行く途中、自転車に接触してケガをして通院した。
- ◆サロン活動中、参加者が階段から落ちて骨折して入院した。
- ◆ボランティアが、サロンの準備中に誤って手を切ってしまう通院した。
- ◆ふれあいサロンでお弁当、参加者が食中毒になった。

保険金をお支払いできない主な例

- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見（医師が視診、触診や画像診断などによって症状を裏付けることができるもの）がないもの
- 故意または重大な過失によるケガ
- 脳疾患・疾病、心神喪失によるケガ
- 地震・噴火・津波による事故
- 新型コロナウイルス感染症への感染

その他注意事項

- 参加者名簿は必ず作成してください。 保険金ご請求時に必要となります。（加入時は不要）
- 賠償事故は対象となりません。
- 宿泊行事は対象となりません。

＜事故が起きたら、次のことを社協にご連絡ください。＞

- ・事故にあった人の、氏名／住所／電話番号／性別／年齢
- ・事故が起こった日、時間
- ・事故場所
- ・ケガをした部位（顔面、足など）とケガの程度（骨折、打撲など）
- ・病院名、病院の電話番号

前橋市社会福祉協議会 … ☎ 027-237-1142 （サロン保険担当まで）